

平成23年12月第3回亶理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成23年12月11日第3回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子	2 番 高野孝一
3 番 熊田芳子	4 番 小野一雄
5 番 佐藤正司	6 番 安藤美重子
7 番 百井いと子	8 番 鈴木高行
9 番 鈴木邦昭	10番 渡邊健一
11番 四宮規彦	12番 高野進
13番 熊澤勇	14番 佐藤アヤ
15番 島田金一	16番 鞠子幸則
17番 佐藤実	18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	佐 藤 仁 志	企 画 財 政 課 長	佐 藤 浄
震 災 復 興 推 進 課 長	高 橋 伸 幸	税 務 課 長	日 下 初 夫
町 民 生 活 課 長	安 喰 和 子	保 健 福 祉 課 長	阿 部 清 茂
産 業 観 光 課 長		都 市 建 設 課 長	古 積 敏 男
兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	東 常 太 郎	会 計 管 理 者 会 計 課 長	齋 藤 良 一
上 下 水 道 課 長	作 間 行 雄	監 査 委 員 生 涯 学 習 課 長	齋 藤 功
教 育 長	岩 城 敏 夫		佐々木 利 久
学 務 課 長	遠 藤 敏 夫		
農 業 委 員 会 事 務 局 長	酒 井 庄 市		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	事 務 局 班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	櫻 井 直 規		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前8時59分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

きょうの会議を開催する前に、3月11日東日本大震災より本日でちょうど9カ月に当たります。亡くなられた方々に対して弔意を示し黙祷したいと思いますので、よろしく願いいたします。

黙祷。

お直りください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、9番 鈴木邦昭議員、10番 渡邊健一議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問を継続いたします。

通告者はお手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

4番。小野一雄議員、登壇。

〔4番 小野一雄君 登壇〕

4番（小野一雄君） 4番の小野一雄であります。

震災から9カ月ということで、大分私の住んでおります仮設住宅もけさ8時20分ころから外壁の断熱材の取付作業を開始して、大分形が見えてまいりました。

そんな中で私は、亘理町の震災復興基本計画、まだ案でありますけれども、その集団移転制度について、それから地域農業復興組合の支援事業、そしてまた町内各

地区にあります屋内体育館の利用促進、この3点について当局の考えをお伺いしたいと思います。

まず第1番目の震災復興基本計画の集団移転制度についてであります。実はご案内のとおり私の住んでおります大畑浜の集落、第3回目の町の復興基本計画の中において津波のシミュレーションをかけたという段階から、いろいろな問題が発生してまいりました。コミュニティーである集落が二分されるような状況に相なりまして、いろいろな問題が発生しましたので、そういった背景を踏まえて質問したいと思いますので、ひとつ簡潔な明確なる答弁をお願いしたいと思います。

まず、この集団移転制度の導入の取り組みがなぜおこなわれているのかということ、端的にお伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

ご案内のとおり、3.11震災からきょうで本当に9カ月を迎えたわけでございます。そういう中で、国では今回の東日本大震災における被災地の実情を踏まえまして、集団移転の事業手法の一つとなります防災集団移転促進事業について、被災団体の負担軽減等に係る制度改正が今まで検討されてきたところでございます。

町では、集団移転に係る事業制度の改正を待って対象区域の皆様にご説明等を行い、集団移転に係る合意形成を進めるには時間的に難しいことから、これまでは移転を促進する地域の住民の皆様に対しましては地域ごとに集団移転に係る事業制度について制度改正前の内容をもとに、集団移転に向けた経緯を含め説明を行ってきたところであります。しかし集団移転制度については、特に国の予算的な担保が確保されない段階で集団移転の対象となる地域の住民に対して、明確に制度を導入する旨を説明することが難しかった状況であったところでございます。

そういう中で、ご案内のとおり国の第3次補正ということでの内容が、11月21日に予算が成立され、さらには震災復興に係る関連法案、これについては12月9日で関連法案が成立したところであって、国及び県とこれからも連携しながら、やはりスピードアップをしなければならない。やはり、この集団移転そのものについても国の予算の担保、そして関連法案が明確に示されなかったという問題が、この制度的な内容がおくれたと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 小野議員。

4 番（小野一雄君） 国の財政的な担保、裏付けがなくてなかなか進まなかったということですが、次の質問も関連ありますので2番に入りたいと思います。

この取り組みの中で、取り組みと進捗状況ということでお聞きするわけでありましてけれども、それぞれの各地区の地区別に意向調査を実施したというふうに理解しておりますが、この集約はどのように反映されたのかなというふうに、この点についてまず伺いたいと思います。各地区別の集約状況、お願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 取り組みの進捗状況ということでございますけれども、この集団移転に関する取り組みについては、やはり荒浜地区、そして吉田東部地区の津波被害の甚大であった地域から集団移転に関する要請を受け、そして震災後から各地区役員の方々と集団移転のあり方等々について検討を重ねてきたわけでございます。

そういう中で、その後町が示した移転を促進する地域に該当する、ただいま申し上げました荒浜5丁目、そして築港地区、そして港地区の一部、さらには大畑浜南北地域、そして吉田浜南北の地域等について、自治会長すなわち行政区長さんとのご協力をいただきながら、各地域の住民の皆様へ集団移転の取り組みに関する説明会を9月から随時行ってきたところでございます。

現在、地域ごとの進捗状況については、大畑浜地区、そして吉田浜地区の住民の皆様方は事業制度の説明のほか、住民の皆様への移転先に対する考えなどをお聞きしながら、集団移転に向けたやはりこれらについては合意形成が最も大事だと思っておるところでございます。さらには、荒浜地区におきましては、事業制度の説明後12月7日から個別世帯の意向を把握させていただきながら、集団移転の制度設計に向けた検討を進めてまいっておるところでございます。

議長（安細隆之君） 小野議員。

4 番（小野一雄君） 今、全般的な説明会について説明があったんですが、個別に意向調査をやりましたよね。その意向調査の分析といいますか、それぞれ例えば荒浜の5丁目ですと何人だとか、そういうデータが出ていると思うんですね。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 担当課長の震災復興推進課長からご説明を申し上げます。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 第2回目の住民意向調査につきまして、ただいまご質問のありました各移転候補地の移転先に関する希望というふうな結果が、調査結果から出ておりますので、説明させていただきます。

今回のこの調査につきましては、まず移転を促進する地域内に住んでいらっしゃる方、そしてあと移転促進地域外に住んでいらっしゃる方、2区分に分けた形で調査を実施させていただいておりますので、それぞれの区分ごとによりまして内容をちょっと説明させていただきます。

まず、移転を促進する地域内の世帯主の方にお伺いした場合について、全体といたしましては町で移転を想定しているおおむねの場所に移転を希望するという方については53.1%、町内の別の地域にということによって26.3%というふうになってございます。

また、地域別に分けますと、荒浜地域においては町で想定している場所というのは40.0%、町内の別の地域というところにつきましては36%というふうになってございます。また、大畑浜地区につきましては、町で想定している場所については68.1%、町内の別の場所ということになりますと14.9%、吉田浜の方につきましては同じように60.5%と21.1%というふうになってございます。

次に、移転を促進する地域外の住民の方にお伺いした内容ということになりますが、まずこちらの方の設定の方では現地での再建をするか、あるいは現地とは別な地域に新たに移転をしたいかというふうな観点で確認をさせていただきました。その結果、全体といたしましては現地での再建を考えていらっしゃる方が63.8%、現地とは別の地域で再建をしたいという方が18.7%。さらに、荒浜地区だけを見ますと57.6%の方が現地での再建、それ以外というのは22.6%。吉田地区の方になりますと、69.8%が現地での再建、そして14.8%が別の地域というふうな形で回答がございまして、以上です。

議長（安細隆之君） 小野議員。

4番（小野一雄君） 今後、集団移転を進めるに当たって、第3次補正のある程度担保もついていた。そうすると、町としてこれを促進するために、どういう手順になるんですか。移転までのプロセスと申しますか、例えば今説明会をやっていますよね。町の事業として、例えばどういうふうな作業が出てくるのか。例えば土地の買収とか、希望地を決定をして、用地の交渉とかありますよね。そのプロセスをちょっと

教えていただきたいなと思います、流れを。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、住民の意向調査に基づく地域の設定をする。そして、設定された場所について関係する住民の方々の同意がどのようになるかという、それについてもやはり十人十色というか、「この場所よりもこの場所だ」といういろいろな問題が出ようと思います。そのためには、やはりある一定の意向調査を取りながら進めてまいらなきゃと。

そういう中で、やはり今後その移転場所が決まっても、その所有者との交渉の問題が一番大きいかなと思っています。その面積の問題の問題、そしてご案内のとおり今回の震災によりまして土地の価格の問題、そしてその用地に対しましての用地協力を得ても、やはりその土地所有者の中にも遺産相続のなかったもの、あるいはじいちゃんの名前になって亡くなっている方、そういういろいろな登記事務があるわけでございます。それが済んでから、やはりそれに基づきましてお互いに同意が出ましたら、町の方では造成事業のまず設計に入る。そして、土地の面積の測量調査をする。そして、造成そのものについてもやはり何メートルの高さにするか。そしてその前に、地盤調査もしなければならないということで、盛土の問題。そして、アクセスということで道路の問題等々の、いろいろな問題があろうかと思っています。そういう段階を踏んで、初めて建設に向けるという場合になろうかと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野議員。

4番（小野一雄君） そうしますと、それは町当局の実際の作業というふうになろうかと思っています。では、住民はその間どういうふうにならなければいいんでしょうかね、住民は。例えば、希望している住民は、その間やっぱり何か準備というか心の準備、そういうのはどうすればいいんですかね。その辺、お願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 住民の方の準備というよりも、まずもって土地の位置の問題ですね。設定した場合「ここでもよろしい」ということになれば、それについてこれからは町の方の事業ということに、先ほど言ったように測量調査、地盤の調査、そして造成調査ということで、まずもって合意形成、その場所に決定されたということになりましたら、おおむねこの建設そのものについてはスピード感をもってやるというこ

とでございますけれども、住民の方々が最も大事なものは、その設定された場所でやはり合意をしていただくという、そして土地所有者すなわち地権者の方々の同意と相続、登記事務までは町の方でやりますけれども、まずもって一番大事なことは住民の方々の行く場所、そしてお互いにこの場所でいいというような方向づけをしてもらえれば、今言った段取りで町の方ではスピードアップをかけながら進めてまいりたいという段階でございます。

議長（安細隆之君） 小野議員。

4番（小野一雄君） 流れは大体わかったんですが、そうしますと今仮設住宅なりそれぞれのみなし住宅に住んでいる方々の居住期間が基本的に2年だという観点から申し上げますと、最終的にこれからいろいろ土地の交渉の問題いろいろあるかと思いますが、いつころになりますか、これが。例えば希望した方々が家を建てて住むまで、どのくらい待てばいいんですかね、おおむね。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） その選定する土地の面積とその場所の被災された方々の同意と、そして登記事務、その関係がスムーズに例えば2カ月あるいは3カ月で決まり、早速地盤調査、測量、そして造成という形になろうかと思えます。これらについての内容についても、きのうの質問にありましたとおり、その移転促進の場合については国土交通省との協議も必要であるという、そういう日程でございますけれども、できるだけ仮設住宅から新しい集団住宅に住むように、それについてはやはり集団移転の場合のための土地造成、そして建てる場合今言った災害公営住宅なのか個別住宅なのか、それによってもおのおの違うと思えます。一番早いのは、災害公営住宅で建てた場合についてはスピード感があるのではなかろうかと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 小野議員。

4番（小野一雄君） なかなかはっきりした答えが見えてこないなというふうに思います。

例えば私が聞きたいのは、これからあと3年待てばいいのか、4年待てばいいのか、その辺をちょっと町長の口からお聞きしたかったなと思うんですよ。ちょっとどうですか、その辺。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 土地の方が、例えば今年度中というか来年の3月まで決まれば、造

成とかいろいろな手続、ただ一番肝心なのが用地協力してもらえる土地の了解してもらえるか、単価の問題とか、そして地盤の問題、そして測量の問題。それらについては、やはり町としてはいろいろと努力をします。そして、相手方がございます。その単価の問題ですね、用地そのもの、行く場所の単価の問題の設定の問題。そういう中で、やはりできれば早ければ早いほどと思っておりますけれども、その手続の関係でやはり半年くらいかかるのかなと。建築については、やはり災害公営住宅であれば1年くらいかかるのかなと思っております。

ただし、個別の土地の提供だけ、集団移転の場合は土地は町の方で提供しますが、建てるのは個人という形になりますので、その辺の年限がはっきりしないということでございます。災害公営住宅の場合については1年半、災害公営住宅であれば最大でも1年半くらいで建築いたしたい。その場合の災害公営住宅そのものについては、今までの一般の公営住宅と違ってやはり高齢者あるいは身障者、あるいはいろいろ今後の利用等を考えますとバリアフリー、すなわちエレベーターとかいろいろその公営住宅の中に一部でも集会的な内容をつくるためには、やはりそれらの設計もかかるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 小野議員。

4番（小野一雄君） 公営住宅について質問しているのでありませんので、少し答弁を間違わないようお願いしたいなど、町長にお願いしておきます。

3番目に入ります。集団移転制度の適用範囲ということで、今回かなり第3次補正の成立によって緩和されたというように理解をしておるんですが、具体的にどのように今までの制度から緩和されたのか。その辺、お伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、この防災集団移転事業については町が事業主体となりまして、町に対しまして国から4分の3の補助制度がございます。本事業による補助の対象は、以前から申し上げておりますとおり、集団移転先の住宅団地の用地取得及び造成に要する費用、移転者等に分譲する場合の分譲価格を超える部分、また移転者の住宅建設及び土地取得の借入金の利子相当額、さらには移転者の住居の移転に対する経費のほか、移転促進地域内の農地及び宅地の買収に要する費用などとなっております。

なお、農地及び宅地の買い取りに関しましては、移転促進地域内のすべての住宅

用途に係る敷地を買い取る場合に限定されるということの制度になっておるところでございます。

議長（安細隆之君） 小野議員。

4 番（小野一雄君） 関連といたしますか、この制度導入に当たって地区それぞれのエリアの合意形成が一番大事なんだというような、先ほどお話しがありましたけれども、例えばこの辺の考え方をちょっと確認しておきたいんですが、一つの行政区・集落をもって集団移転の合意形成を図ればいいのか、あるいはそこに別な例えば他の集落との合意形成というか、合体をして集団移転できるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 課長の方から、具体的内容でございますので。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 今回の防災集団移転促進事業につきまして、その対象となる地域ということになりますが、今議員が申されたように、例えば現在の一つの自治区、あるいは隣接する行政区というふうな形で、その区分の仕方については特に今回の制度上規定は設けられておりません。ただし、町といたしましてこれまでその地域内で培ってきましたその地域コミュニティーとか、そういった部分を考慮させていただきながら、その部分の区割りを考えていきたいということで考えておりました、あともう一つ今回の制度の中で申しますと、これまで10戸以上の世帯が対象という部分が緩和されまして、5戸以上というふうにはなっておりますが、今申しましたようにその地域内のコミュニティーの維持・継続という部分をやはり考慮をさせていただくということを踏まえながら、各対象地域の方の意見をお伺いし、合意形成を進めさせていただいているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 小野議員。

4 番（小野一雄君） 二、三日前の新聞に、やっぱり同じような緩和策といたしますか、気仙沼の話だと思いますけれども、単独でできない場合は隣の自治会といろいろ申請しても認めるんだというような、何か記事が載っていたように記憶しているんですが、そういうふうに緩和されたといたしますか、そういうふうに理解していいわけですね。

例えば、どうしてもそのエリアの中に合意できない、同意を得られない方がおった場合については、どういうふうにすればいいんでしょうかね。例えば、町はどう

いうふうに考えていますか。今の制度だと、例えば高台の線引きをしたと、なるべく住まないでください。しかし、どうしてもそこにいろいろな事情から住みたいという場合については、どういう対応を考えていますか。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 町では今回3.11の大津波を踏まえて、あらゆる防御対策あるいは減災対策を講じて、ある一定の地域内については家屋の全壊する危険な地域というふうな考え方で、移転を促進する地域という部分を設定させていただいております。したがって、その地域にお住まいであった方につきましては、防災集団移転促進事業等、そういった国の事業制度を活用させていただきながら、より安全な地域の方に移転いただくようにご説明をさせていただくということになりますが、その中においても例えば町の方で設定しております移転先の地内に、一緒に移転をされないという方もいらっしゃるかと思いますし、またもとの地の中で生活を継続したいという方もいらっしゃると思います。そういった中で、もとの地域の中でお住まいになりたいという方につきましては、町といたしましてやはりその地域が今回の震災を踏まえて、やっぱり住居としては適切じゃない、危険な地域だということの理解をさせていただきながら、粘り強く話しをさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 小野議員。

4番（小野一雄君） これ以上、なかなか難しいんじゃないかなと思いますので、次の質問に移ります。

一番の関心事であろうかと思いますが、集団移転に伴う宅地の買い取り方法。この辺、先ほどの町長の話だと、今度の第3次補正の中でこの辺が大分変わったんだと。具体的な、要するにもとの土地はどうなるんだと。移転するのはいいんだけど、今まで住んでいた土地はどういうふうに買い取ってくれるのか。やっぱり、例えば具体的にいろいろな土地の場所によっても異なろうかと思いますが、その辺の考えをきちっとやっぱり示してほしいなと思います。お願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この土地の買い取りの価格の設定につきましては、現時点でどの程度の価格で買い取るかということは決まっておられません。そういうことから、買取価格を被災市町村ごとに設定するのは難しいという状況にあるわけでございます。

これらについては、やはり国において買い取りに係る価格の提示を示していただきたいということも、きのうの一般質問の中でも申し上げたとおり、これについてもそのエリアの分についても線引きなのか、一くくりに買収するのか、そして町村ごとの価格はどうするのか、そして今までの固定資産税の評価額は幾らになるのか。これらについても、明確に国から示されておられません。これを待って、やはり統一した内容で進めなければならないと思っております。

そういう中で現在、来年度の固定資産税の評価のために、不動産鑑定士を呼びまして評価しておりますけれども、それが果たして各市町村ばらばらになるのか、その辺の内容についてはやはり国の方で買い取るという考え方もございますので、それらについてやはり国の方から示していただきたいということで、各市町村共通した考え方を持っておるわけでございます。

議長（安細隆之君） 小野議員。

4番（小野一雄君） 町だけではだめだということでありますので、ひとつ提言しておきたいと思いますが、きのう町長のいろいろな関連質問の中で、いろいろなこれから機構改革ですかね、役場内の。こういった制度をスムーズに運営するために、組織の再編といいますか、そんなことを考えているような話をされました。

私は、今回のこの復興に当たって、やっぱり人出不足が随分あるんじゃないかと思っていました、いろいろ住んで、歩いてみますと。したがって、新しい新職員を採用して、こういった制度の難局を乗り切るべきだと思いますけれども、その辺端的にどうですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり、これらの復興・復旧のためには、まずもって国からの財源の確保、そしてこれからの復旧・復興に向けたマンパワーということでの、職員そのものの体制づくりが必要であると考えております。ご案内のとおり、行政改革を進めてから5年以上経過するわけでございますけれども、約50人ほど集中プランに基づきまして職員の削減を行っておりますので、そういう中でのこの3.11大震災に伴いまして各課の体制、そして特に亙理町の部分についてはご案内のとおり本庁舎があのように危険建物ということで、1カ月ほどテント村暮らし。そして、今このような仮設庁舎に入っているわけでございます。そういう条件も重なりまして、当初は事務量がほかの市町村より、事務そのものがスピードがおくれたと思っております。

ますけれども、一応今の段階ではほかの市町村と同等の事務量になったのではなからうかと思っております。

そういう中で、今後やはり特に集団移転、あるいはそれに関連する事務事業が多々ふえます。ご案内のとおり、予算規模でも現在の当初予算から4倍以上の予算規模になっている。さらに、これからも第3次補正に伴います補正も抱えておることから、やはりマンパワーの、要するに職員の増強が必要であると思っておりますけれども、これについては国県に対しまして要請活動を行っております。やはり今新人の職員でなく、やはり新人でない経験のある方、あるいは先日もシルバー人材センターの方に行ってOB、あるいは県あるいは国の職員で技術関係の職員に登録された方、もしお手伝いもらえるんならということでもお話しをさせていただいております。

そういう中で、このように議会事情もこういう状態、そして建物も新たに人員をふやそうとしても今入る場所がない。特に町民生活課、保健福祉課、あのように来庁者が来ても本当の窓口だけしかないということで、できればこの本庁舎を今年度中に、2月ころに向けて解体をし、さらにそこに仮設庁舎などをして、今言われたようなスピード感のある事務を進めるためにやはり職員の確保ということで、それについては県に対しまして強く要望しておるところでございます。ぜひその際には議員の皆さんのご支援をいただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 小野議員。

4番（小野一雄君） いろいろ、各仮設に臨時職員を含めて3名ずつ配置しておりますけれども、やっぱり責任ある人を配置すべきではないかというふうに思っております。ぜひ、その方向で取り組みを強化していただきたく、お願いを申し上げておきたいと思えます。

じゃあ、2番目に入ります。

復興組合の支援事業ということで、まずこの関係について内容、事業内容ですね、復興組合をなぜ設立して、どういう事業をやっているのか。まず、その辺を説明お願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、この東日本大震災に伴いまして、被災農家経営再建支援事業の概要についてお知らせをします。この支援事業につきましては、各地区で

復興組合を設立し、その復興組合に対しまして国・県・町を通じて補助金が交付されます。事業実施主体である復興組合が事業計画を策定し、被災した農家の皆様は組合員となり、事業計画に沿って復興作業に従事し、収入を確保してもらう仕組みとなっておりますのでございます。

亘理町におきましては、町全体で一つの復興組合が設立されております。亘理町全体での復興組合ということでございます。復興作業の内容について、主な内容はまずもって除草、簡易なごみ、そしてがれきの撤去。そして水路、農道の簡易な補修、清掃などを実施し、現段階での推定で最終的な事業費は現在のところの試算では約5億円程度の見込みとなるようになっておるようでございます。

事業成果につきましては、復旧・復興の被災農家の収入確保は当然ことですが、町等で実施している復旧・復興作業を補完する形で復興組合の人海戦術により、重機を使用しても取りきれない小さながれきの除去、そして除塩事業をスムーズに行うための水稻の新設や田面、いわゆる田んぼの面積の清掃、安全面・環境面を踏まえて、住宅密集地周辺の農地の除草・清掃等、一定の成果を挙げておると期待をしておるところでございます。

議長（安細隆之君） 小野議員。

4番（小野一雄君） 6月の定例会で確か、この関係7億4,000万円くらいの予算を組んで実施したというふうに記憶しております。今の段階で、5億円くらいだというふうにお話しありました。ひとつ一番心配なのは、専業農家の方々が全然もう全く収入がなくなってしまった。つまり、この背景にはこの作業に出たいんだけど、足が痛くて不自由で参加できない、こういう方もいっぱいおります。したがって、無収入になった農家の方々、これから冬場を迎えて本当に大変だなというふうに思います。

2番に入りますけれども、私はやっぱりこの冬場をいかに乗り越えていくか、そしてずっと復興できるまでこういった農家の方々が収入を得るような施策、こういったものをやっぱり国・県・町、特に農業主体の基幹産業である亘理町としては、真剣になってこういった取り組みをやっていかななくてはならないのではないかと、いうふうに思うわけでありまして。

したがって、この冬場から来年度に向けての事業計画と申しますか、こういったことについてお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま小野議員から言われたように、農家の方々は本当に後継者もおって現金収入、サラリーマンがないということで収入源がないということで、その苦勞についても十分私といたしましても承知しておるところでございます。

そういうことから、国の方にいろいろと通年的な作業ができるようにということで、要望活動を行っておるわけでございますけれども、これらについても国の方でもある程度これらについて考えてみたいというような、ゆるいお話しもでございます。しかしこれらの内容についても、やはり復興組合との調整もし、さらには今言った足の痛い、あるいは腰が痛くて作業ができない方々についても何らかの方法も考えなければならないのかなと思っておりますけれども、まずもってこの農作業を手伝っていただいている復興組合の通年事業に向けた取り組みを、これについては特に国、農林水産省、東北農政局等々に要請を行っておるところでございます。具体的になりましたら、復興組合との話し合いをしてみたいと思っております。

議長（安細隆之君） 小野議員。

4 番（小野一雄君） 時間もありませんので、3番に入りたいと思います。

町内各地区の屋内体育館の利用促進ということでもありますけれども、まず4地区にあります体育館の被害状況は結構ですから、まず復旧状況についてお伺いしたいと思えます。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 教育委員会部局に関連しますので、教育長の方から答弁をいただきます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、小野議員さんにお答えいたします。

8施設が、今回の大震災で被災を受けたわけでございます。ただ、比較的被害の少なかった長瀬小学校の体育館でございますが、まだ電気水道がちょっと使えない状況にありますけれども、昼間は使えるというふうなことで、8月から各種のスポーツ団体の方々にご利用していただいているというふうになっております。

それから、今後の復旧・復興についてでございますが、佐藤記念体育館、それから日就館、それから逢隈のBG体育館、ご案内のとおり支援物資の保管場所となっておりますけれども、その役目を終えたというふうなことで、BG体育館につい

ては照明が被災したものですから、これからこの照明の修繕を図って2月には完了させ、そしてご利用いただく。恐らく2月末には利用できるのではないかなというふうに思っております。それから、佐藤記念体育館と日就館でございますけれども、今回の議会に修繕のための工事費等を補正予算として計上させていただいておりますので、議決後直ちに修繕に向けた事務を進めて、3月半ばに完了したいというふうに思っております。そしてご利用いただくと。佐藤記念体育館と日就館ですね。

それから、荒浜体育館と吉田体育館につきましては、ご案内のとおり津波の被害が甚大だったわけです。それで、今国の災害査定を受けるべく準備をしているわけですが、それを終えた後24年度、来年度中には何とか工事を終えて、年度内には荒浜体育館と吉田体育館は利用できるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、学校関係の荒浜小学校、長瀬小学校、荒浜中学校の体育館については、長瀬小学校の体育館は一部利用してもらっているわけですが、これについても災害査定を終えた後、学校の再興案に沿って順次修繕、それから改築、特に荒浜中学校は新しくつくりたいと考えておりますので、そういうふうにしていきたいというふうに思います。以上です。

議長（安細隆之君） 小野議員。

4番（小野一雄君） 今教育長からお話しあったように、今長瀬小学校の体育館を利用して各12団体くらいの方々がソフトバレーをやったりバドミントンをやったり卓球をやったりしている。月曜から金曜日という、その限られた期間内でローテーションをつくりながらいろいろやっております。やっぱり逢隈のBG体育館を何で早く、今照明云々と話がありましたけれども、もう少しスピードアップをして、そんな2カ月も3カ月もかからないように。私も、現地を見てきました。ですからスピードアップをして、1日も早くやっぱり町民が使えるような施策を講じていただきたい、このようにまずお願いします。

それから佐藤記念体育館、トイレが云々の話もありますね。それで、トイレは中央公民館のトイレを使ってもいいんじゃないかと。何で使わせないんだ、こういう苦情があります。ぜひ、その辺をくみ取っていただきたいなど。工事と並行して、可能な限り使用しながら工事を進める。やっぱり、こういうふうに頭を切りかえていただきたいなと思います。作業に支障があるんでは、これはやむを得ません、例

えば。その場合は、日曜日にやるとかいろいろあろうかと思います。やっぱりこれから冬場を迎えて、皆さん健康不足、運動不足になっているんですよ。それで、わざわざ岩沼のグリーンピア、あそこまで行ってお金を払って運動している、こういう方がいっぱいいるんです。だから、せめて逢隈のBG体育館を早く開放してほしい。照明の工事だというから、そんなの夜でも、本当はやる気なら日曜日でもいいんじゃないかという、私愚痴を言いましたけれども。

ひとつそういう方向で、ただ単に通り返の工事を施工するのではなくて、きちっとやっぱり住民の目線に立った考えで、事業内容・業務をこなしていただきたい、このようにお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

次に、9番 鈴木邦昭議員、登壇。

〔9番 鈴木邦昭君 登壇〕

9番（鈴木邦昭君） 9番 鈴木邦昭でございます。

このたび、亶理町議会議員1回生ではございますが、亶理町民のために働かせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

きょうは、大きく分けて3点。まず、緊急災害時の対応について、また2項目めには仮設住宅と借上賃貸住宅について、三つ目には私道の整備と、この3点をきょうは質問させていただきます。

初めに、亶理町では自主防災連絡協議会、これを設置したわけでございますけれども、今回の震災時、自主防災連絡協議会の体制はどのような体制で、どのような行動を取り、そしてまた自主防災連絡協議会としての機能はどのように果たされたのか。

以上、お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

自主防災連絡協議会というのは、5カ所ございます、各地区。この協議会そのものとしての内容についての運用はでき得なかったということでございますけれども、各地域におきますところの自主防災組織は、それぞれの地域で役割を果たしていただいたところでございます。これらについては、町といたしましても本当に敬意と感謝を申し上げておるということで、協議会ということになりますと亶理全体の協

議会、単位ごとの自主防災についてはおのこの自主防災組織の中で、今回の震災では本当に大変お世話になったということでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員

9 番（鈴木邦昭君） 今後も、どのような災害がいつ来るかわからないということで、緊急災害時におけるこの連絡協議会、この機能はしっかりしていただきたいなと思います。

そしてこの緊急災害時、町と各行政区、町内会とのネットワーク、協力体制の確立ということで、このたびの震災は大変甚大な被害をもたらし、多くの方々が避難されました。これからも何かあったとき、町として少しでも早く避難された皆様方の手助けができるよう、いち早く支援していくということが大切ではないかと、このように思います。

そこで、現在町では各行政区、それから町内会、こういったところで常備している防災に関する備品等、そういったものの掌握もしくは貸し出しは、それが可能なのか。そういったものを把握しているかどうか、お願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この災害時におきますところの行政区、あるいは町内会及び婦人防火クラブ等々が地域で果たす役割は大きかったと、本当に思っておるわけでございます。特に、被災後の各地区におきますところの避難所の管理運営から、炊き出しから、いろいろとお世話になったわけでございます。

そういう中で、特に井戸水がなかったということで、水道が出なかったということで、これについては町の方としては行政区長さんを頼みまして、井戸のある方に対しまして井戸の進呈を受け、その水を飲むことができないかということで、これらについても保健所に頼みまして水が飲める水か、飲料水としていいかどうかということで、調査の結果それらについて個人個人に明記し、そしてそれに基づきまして今回の水対策のためにはこの井戸水の供給があったということで、特に地域の方々がその井戸のあるお宅に行きまして行列ができたということで、そういう方々に対しまして本当に私も感謝いたしておるところでございます。

やはりこれからも自主防災組織、そして行政区、そして町内会、婦人防火クラブ、そして自治組織体と、やはりこういう災害の場合についてはお互いに緊密な連携のもと避難民、あるいは被災された方々の協力体制が最も大事ではなかろうかと思っ

ておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員

9 番（鈴木邦昭君） 私は、各行政区とか町内会で「ここには何がある」「ここには何があるんだ」という、そういうものを把握しているだろうかということ、それをちょっとお聞きしたかったんです。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 担当課長であります、総務課長の方から答弁させます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それぞれの行政区または町内会に、自主防災組織がございます。

そういう関係で、町の方に規約から、あと訓練とか役員、その他地域でつくっている防災マップ、そういうものを整備しているかどうかということで全部コピーをいただいて、町の方で全体の自主防災組織の要するに体制について、備品も含めて把握しているところがございます。特に、近年は各防災組織の訓練等をやるたびに町の方ですべての自主防災組織の方に無線用のマイク付きの拡声器を配付したというようなこともございまして、あと本年度も予算の中で宝くじ振興会の方から、全体ではございませんけれども不足しているところに発電機とか、防災関係に必要な物品の支給をいただいて、随時配付しているという状況でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員

9 番（鈴木邦昭君） 把握しておるということで受けとめてよろしいかと思えますけれども、私もなぜこう言いますかといいますと、やはり各行政区それから町内会で何を持っているか、すぐ何が貸し出せるか、町で持っていないものをすぐ貸し出せるかという、ましてや土曜・日曜、こういう休みのときは役場の人も休んでいるはずで。そういったときに、そういう担当の方がすぐ出てくると思いますが、どうしてもこれは行政区から借りたい、町内会から借りたいというときはすぐ連絡体制がとれると、こう思うんですね。そのために、しっかりそれは把握していただきたいということで出しました。町と各行政区、町内会、この町民のネットワークですね、この協力体制をぜひ確立して仕組みをつくると、もう確立しているように今受け取りましたけれども、被災者を守る手助けというのが本当に必要ではないかと、このように思いました。

次に入ります。緊急災害時に備えて、ヘリポートは何カ所ございますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 現在の地域防災計画では、町内に6カ所設定しております。まずもって亙理中学校、荒浜中学校、吉田中学校、逢隈中学校、4校の校庭ですね。そのほかに吉田野球場、これについては大畑浜地区でございます、そして阿武隈公園野球場ということで、阿武隈堤防沿いの野球場とサッカー場のある地域になっておるわけでございます。しかし、今回の大震災によるヘリコプターの重要性を考慮いたしまして、それから数の問題、場所の問題を含めまして、新たにその地域防災計画を策定、見直し、改正すべきであると思っております。

そういう中で、まずもって緊急時におきましては亙理運動場、すなわち中央児童センターの前もしたい、あるいは各小中学校の校庭をヘリポートにふやしたいと、現時点で思っております。これらについても、地域防災計画の見直しの際には各階層の方々との協議も必要ということでございますけれども、やはり今までの6カ所をさらにふやして体制づくりに尽力をしまいたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員

9 番（鈴木邦昭君） といいますと、このヘリポートは防災対応離発着場と考えてよろしいんですね。

町 長（齋藤邦男君） そのとおりでございます。

9 番（鈴木邦昭君） 4番目に入りますけれども、学校屋上にヘリポートの設置ということで、これは緊急離発着場のヘリポートもどうかなということで、お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この関連、学校ということでございますので、教育委員会関連ということで教育長から答弁。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、鈴木邦昭議員にお答えいたします。

学校の屋上にヘリポートの設置ということでございますが、町内の小中学校すべて耐震工事は終わっているわけでございます。ただ、既存の各学校の屋上を見ますと、ヘリコプターが安全に離発着できるスペースがないのが現実でございます。それから、離発着する際の重量が屋上にどのくらいかかるか、そういうふうなことも

ございますので、それを改修するとなるとかなりの費用がかかるのかなというふうなことで、今のところ教育委員会としては既存の学校については屋上に離発着場をつくる考えは、今のところ持っておりません。

ただし、今回被災した荒浜中学校と長瀬小学校ですね、これは改築いたしますので、その屋上に緊急時の救助というようなことでヘリコプターの離発着場ができるかどうか、その辺文科省と協議をしていきたいと思うんですが、これの所管の省が総務省なんですね。総務大臣の認可が必要というふうな作業が出てまいりますので、文科省だけでは直ちにOKを取ることができないというようなことで、その辺もあわせて県教委を通して文科省と協議をしていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員

9 番（鈴木邦昭君） 丸H、要するに丸にHですね、これは国交省じゃないですか、文科省ですか。

教育長（岩城敏夫君） 丸Hも総務省だと思うんです。

9 番（鈴木邦昭君） ああ、そうですか。私の方が勘違いしておりました。

なぜこのように学校の方にと言うかといいますと、学校を避難場所として防災備品等を今そろえているわけですよね。そういった中で、やはり学校の屋上にもヘリポートを設けてはどうかと、こういう考えできょうは質問させていただきました。また、これはヘリポートをつくるには、学校につくるには本当は地元の方々、それから保護者の皆様方の了解も得なきゃいけない、こういうこともございますので難しいところもあるかもしれませんけれども。

石巻での事例でございますけれども、今回の東日本大震災において、被災用物資を学校の屋上に降ろすようにというパイロットに指令があったんですけれども。石巻は、結構学校が多いんですね。亘理はあちこちにぽつん、ぽつんとありますけれども、そういった点ではいいかもしれませんけれども。その学校が並んでいる、そういった同じような学校にヘリサインがなかったということで、非常に困惑したということを聞きました。そういった意味においては、緊急の際のヘリサインの整備、こういうことが必要なのかなと思ひまして、質問させていただきましたけれども。

要するに、救助隊の困惑をなくす。それから学校を避難所とするならば、やはり避難所指定の学校にヘリサインの整備をしておく。そういうふうに、いつでも安全

に着陸できる、そういう場合は丸Hがあればヘリの誘導員が要らないと思うんですね。私も昔自衛隊にいたときは、ヘリポート作戦でヘリの誘導、それから何度か搭乗はいたしましたけれども、やはり河川敷ですとごみ、ほこり、町長も搭乗されたことありますね、ヘリ。もう、ヘリの羽は空気をたたいて動くわけですからち、ものすごいんですね、風圧が。そういった中で緊急支援物資を降ろすというのは、目にごみが入ったりするんで、なるべくそういったことのないように、ヘリサインの整備もしていただければと思いました。

学校で難しい場合は、やはり公共ゾーンに将来的には役場が新築されるわけですね、将来的には。そういうふう聞いておりしましたけれども、そのときにはぜひその場所にヘリポートをつくるか、それとも互理消防署も古くなってきているんじゃないかなと思います。そういった場合、互理消防署の屋上にでもヘリポートをつくとかそういう考えも必要かなと思いました。そういう意味におきましても、ぜひ考えていただきたいというように思います。

次に、仮設住宅借り上げ賃貸住宅についてということで、寒さ対策で現在いろいろ設置していると思いますけれども、全部完了するのはいつごろになりますか、お願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 議員さんの5番目はよかったですでしょうか。ヘリサインの整備について。

9番（鈴木邦昭君） ですから、ヘリサインは終わりました。

町長（齋藤邦男君） ヘリサインについても、いろいろと今回の震災におきましては、自衛隊さんからは標識そのものは要らないと。要するに、自由にこちらから指示された、今回の震災の場合についても中央児童センターの互理運動場に2日後に知事さんがヘリを飛ばして、私とか関係者で互理町全体の被災状況を1時間ほどかけて、3隊に分かれまして行ったということで、この互理運動場に離着陸したということをご報告いたします。

それでは、第2点目の仮設住宅と借り上げ賃貸住宅についてでございますけれども、現在行っておる寒さ対策といたしましては、仮設住宅本体に対する工事と居住者に対する寒さ対策用品の支給でございます。特に、畳設置などがあります。工事といたしましては、外壁の断熱工事、風除室の設置工事、暖房便座取替工事、そし

て現在は各仮設住宅ごとに急ピッチで工事を実施しておりますけれども、なかなか工事業者あるいは資材が少ないということも聞いておりますけれども、ぜひそれらについて積極的に対応していただきたいということで、3日ほど前に私も各施設を回りまして業者の方々に要請をしておるところでございます。

そういう中で、各プレハブメーカーでは12月中には工事を完了したいとのことでありますが、今申されたとおり材料の問題と人員の確保が難しいということもございます。しかし、頑張ってくださいたいということで、激励をしてまいったところでございます。

また、寒さ対策の用品等の支給でございますけれども、こたつ布団、電気カーペット、電気ストーブについては既に配付をしております。ただし、エアコン設置につきましては希望者に対して設置することになっており、なるべく早い時期に設置できるよう町内の電気施行業者の協力により設置してまいりたい。電気業者等の組合そのものについては、やはり各電気業者との整合性、あるいは地元の方々の電気業者を設定しながら行いたいということで、打ち合わせを行っておるところでございます。

また、畳の設置でございますけれども、既に宮前仮設住宅については終了しております。それぞれの仮設住宅では、部屋の大きさも違うということもございます。やはり畳業者も苦勞しながら、畳のはかり方をしながらつくるといような形、あるいは行っても自宅にいなかった、あるいは物が多く置かれてなかなかはかるのにも時間がかかるということも聞いておるわけでございます。少しでも早く畳が設置されることによって、寒さ対策がエアコンとかいろいろ設置はしますけれども、やはり下からの寒さ対策のためには畳設置が最も大事ななと思っております。現在5業者にセットで、皆さんで協力しながら亘理町内で組合を設置していただきまして、現在対応しておるわけでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員

9 番（鈴木邦昭君） 亘理町の寒さ、本当に厳しくなってきました。12月8日夜だったでしょうか、小雪がチラチラとチラつきましたけれども、本来ならば仮設住宅の寒さ対策も完了して、そして被災者の方々の生活に希望の灯を灯してあげるのが皆さんの気持ちだと思います。しかしここまでおくれてしまったというのは、国もしてや県はもとより、これは町側にも責任があるんじゃないかと私は思います。や

はり、国県から出る前に、町でも「こうやろう」「うちではこうやります」そういう形でもっていくということではできないのでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今議員さんから言われたとおり、これについては国の補助制度であって、工事部分については県ということで、仮設住宅そのものについても県の方ではプレハブ協会に頼んだ。丸投げというと失礼ですけれども、そういうことでおくれたということも考えられる。そういう中で以前から町村会、要するに被災された町村の中では最初から寒さ対策、あるいは暑さ対策ということで要望してございましたけれども、やはり県といたしましても国の財政的裏付け、予算的な裏付け、まずもって仮設住宅を設置しようということ、そのうち暑さ対策、寒さ対策ということになったわけでございます。

これについては、私としても最初からわかっていることですよね、寒さも暑さも。それで、早くやってもらいたいということで要請したんですけれども、裏付けとなる財源の確保の見通しが立たないということで、県の方での話でございましたので、今そういうことでスピードアップをかけながら対策を講じておるわけでございます。

それから今度寒さ対策をして、今度夏になったらいろいろ風除室の問題等によって今度は暑さ対策というように、いろいろ問題が出てくると思います。それについても、やはり仮設住宅に入っている方々もいろいろと苦勞されますけれども、やはり今はあくまでも仮設だということでの認識も必要かなと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員

9 番（鈴木邦昭君） 早くしないと、やっぱり1月・2月が一番寒いときで、でき上がったというのはいいけれども3月過ぎにでき上がったなんていうことのないようお願いしたいと、このように思います。

続きまして、公共ゾーン仮設住宅のスロープのある93、94、95、96と、こういうふうに挙げてしまいましたけれども、この4棟の風除取り付けについてなんですが、先日11月22日でしょうか第3集会所で風除室の説明会があったと私は聞きましたけれども、それが終わって私のところに9時半ころ電話がきました。その説明会の中で、風除室のお話があったと。それで、「この4棟については、風除室はできない」という説明が当初あったと。それで、その件が私のところに電話がきまして、

電話ですから私も言っている意味がわからないんですね。現地を見ないとわからないということで、次の日の朝8時ちょっと過ぎに行ってきました、住民の方とお話ししました。そしてまた「こっちの方も見てください」と、4棟あったんで「ここ4棟全部です」ということで次の棟に行きましたら、その棟のある人が「議員さんが来たぞ」という大きな声を出しましたところ、皆さんがぞろぞろ出てきたんですね。それだけ皆さん、やっぱり少しでもわらをもつかむ気持ちというんでしょうかね。「お願いします」「お願いします」という言葉があったんですけれども。

その中で、皆さんが「何でここだけできないんだ」「こうやればできるんじゃないか」というお話がありました。すぐ、私は県会議員の方に電話いたしまして、確認しました。そうしたら、県会議員は県の住宅課の方を紹介してくれまして、それでいろいろお話ししました。それで、その後に私は役場の方に来てお話ししましたけれども、それでもまた役場の方は「いや、こういう案で、これでちょっとぶつかっているから、わからない」と。そういった中で、今度は「できますよ」という前にこれが出ちゃったものですから、もう「できますよ」ということは役場の方から確認しましたけれども、それは間違いなくできるのかどうか、ちょっとお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今議員さんからお話しのとおり、具体的な内容でございますので、担当しております総務課長の方から答弁させます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今の公共ゾーンの3の4棟の仮設住宅の風除室に関しましては、今鈴木議員さんがおっしゃるとおりでございます、県からこの玄関先のサッシの追加工事については、町として対応するならば認めますよという回答を後日いただいたわけでございます。その前には、宮城県に再三にわたって「私の方では説明会を10月20日、館南住宅から始まりまして、11月22日宮前の仮設住宅で終わったということで、すべての住宅で公共ゾーンだけがそれぞれ1、2、3というふうに分けて2回ずつ6回、公共ゾーンは6回開催しております、全体的には10回の説明会をやってきたということで、この説明会については県の方でプレハブ協会に丸投げとか発注したものですから、その業者の方で手配がついたところの仮設住宅から説明会を1週間前に開くということで県から指示がございましたので、町の方で

はプレハブ協会の方と打ち合わせをして、1週間くらい前に説明会を随時開いてきたという経緯でございます。

そういうことから、今回私の方でも再三お願いしていたのにもかかわらず、県はだめだということでございまして、いろいろな理由づけをされたわけでございますが、そういう今回議員さんがおっしゃるとおりでございまして、町としては今回の工事に関しましては県の外壁の完了検査がでございます。この検査で完了したという報告をいただきましたら、直ちに実施をしたいということで、今現在材料の準備に入らせていただいている状況です。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員

9 番（鈴木邦昭君） 今聞いたとおりにできるということで、私も安心いたしましたけれども。これからやはり上からの目線ではなくて、被災者の立場に立った目線で物事を進めなければ、絶対これは皆さん今までは大きな家に住んでいたわけですから、そこを一気に流されちゃってこの狭い仮設住宅に入って、もうストレスも皆さんたまっています。そういった中で、やはり県がこういったから「できません」、それで帰っちゃった。そのために、皆さん爆発しちゃったんですね。ですから、「県がこうであったけれども、もう一度確認します」とか、何かやはりそういったところを言っていただければ、皆さんはあれだけ興奮はしなかつただろうと思います。

これは公共ゾーンだけじゃなくて、これは中央工業団地の方からも私は言われましたけれども、中央工業団地につきましてはドア式なんですね。そのために、「これはどうしてもできない」と、これは県の方からも言われました。そこについては、「本当に申しわけないけれども、できません」と、こういうことを言われましたので、それで中央工業団地に住んでいる方に言われましたのは、「だったらまわりをやったらいんじゃないか」ということを言われましたけれども、先ほど町長が言われましたように「今度は暑さ対策をどうしますか」と、こういうことを話したんです。「今度は、また暑さ対策ではずすんですか。そうなると、やっぱりいろいろ問題がまた出てくると思うんで、まずもう少しまた時間ください」ということで、「また何かいい方法があれば、またそれはそれで町の方にお話しします」ということで、何とか納得していただいたのが中央工業団地でございます。

そういう意味でも、これからますます寒さが厳しい冬場に入りますので、ぜひ被災者の方々の立場に立って話し合っていたきたい、このように思います。どうぞ

よろしく申し上げます。

続きまして、借り上げ賃貸住宅の入居者と、それからこの方々の支援物資、これを配付するときどのような情報提供しているかということで、まず借り上げ賃貸入居者から話しがありましたのが、「支援物資に関して情報がないため、冬場対策用として配付している電気カーペットとか、そういうものをいただいていた」という方がいらっしゃいました。それでこれは、「仮設住宅に住んでいる方から情報をいただいて、そして役場に行ったらいただいた」と、こういうことを聞きまして、「借り上げ賃貸住宅に入居したとはいえ、家も流されているんだ。どこに入ろうとも、同じ境遇じゃないか」ということを言われまして、「ああ、そうですね」と。私も何とも言えないものですから、「これはまた、役場の方にお話ししておきましょう」ということで、そこは通過して帰ってきたわけですが。

この支援物資の配付情報は、「今までも少なかった、なかった」という方がいらっしゃいましたけれども、町としてはどのように情報を発信しているのか、お願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 借り上げ賃貸住宅については、やはり亘理町内だけでなく町外に住んでいる方が多いかなと思っております。そういう中で、やはり町のホームページ、そして防災メール、そしてダイレクトメール、そしてラジオの災害FMラジオ等でいろいろ提供しておるわけでございます。さらにはラジオ、テレビ報道機関に情報提供して、放送していただくというお願いをしておるわけでございます。町内にお住まいの方については、十分伝達はいっているようではございますけれども、町外に居住されている方については、情報がなかなか今までの体制では少なかったのかなと思っております。これらについても、名簿そのものは確認いたしましたので、それらについてはやはり電話あるいははがき等での連絡体制も進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員

9 番（鈴木邦昭君） ぜひ借り上げ賃貸住宅の方々も、県外に行っている方も結構いらっしゃると思いますけれども、今把握したということを確認しましたので、今度は間違いなくそれぞれ支援物資が届くと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、私道の整備についてということで、このたびの震災で液状化現象、それから津波とかそういったものによって私道、それから側溝、すごい傷みが激しいところがありました。私も「ちょっと見に来てください」ということで、行って見てきました。何方かございました。私道とか側溝というのは、通常は原則としては所有者全員の負担で修復工事を行うというのが通常でございましょうが、今回のようなやはり大震災、こういったもの大きく被害を受けた、こういった私道・側溝等の補修整備、これは町で全額支援できる仕組みはつukれないものかと、こう思いまして質問いたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これからの生活道路ということで、道路そのものについて被災された道路延長が約54キロメートルくらいの被災があったと、担当課長から報告を受けております。それらについても、やはり災害査定を受けて補修しなければ補助が来ないということで、現在設計そのものについては宮城県に依頼をし、そしてこれからは県とそして財務省、国土交通省との災害査定を受けた後に工事に入るということで若干おこなっているわけでございます。特に、水路を埋めて道路に拡張したところが、陥没している状態が多々あるようでございます。私もくまなく見て歩いているんですが、特に中央公民館の後ろから下がってくる祝田周辺も、あれは水路があったんですけども、道路拡張のために埋めて公共下水道を入れた、雨水排水を整備したという経緯がございます。

そういう中で、私道そのものについての一定の条件があるわけでございます。その条件について、5点ほどあるわけでございます。

その条件とは、まずもって道路の幅員、幅がおおむね4メートル以上。なぜかという、消防法による火災があった場合について、消防ポンプ車が入らない状態では困るということで、やはり私道であってもおおむね4メートル以上の道路があるということ、半幅員ですね。

あと、道路の延長ですね。常用的な10メートルとか20メートルでなく、最低でも約30メートル以上の長さ、延長。私道の延長、30メートル以上。

そして私道に入る場合が、町道あるいは県道に一端、片方どちらかです。それがないと、中の袋小路ではどうにもならないということ。一方が県道、あるいは町道に接続しておる場所。そして、その戸数5戸以上が居住し、かつ3戸以上が持ち家。

借家そのものについてはだめだということですね。延長とか幅員そのものについても、借家では営業でやっているアパート等々がありますので、あくまでも5戸以上が居住し、そのうち3戸以上が本人の持ち家であるということが、そして居住していないとだめだということですね。空き家ではだめだということです。

そして最後に、5年以上私道として自分たちで管理運営していること。最近家を建てたばかりでなく、5年以上私道として使っておったということでございます。「道路をつくってこれから家建てるから、早く側溝を入れてください」、あるいは「舗装してください」は、それはだめですよということです。

そういう条件を満たせば、300万円を上限として補助金を出すと。その場合、工事費の2分の1以上、以前は3分の1でございましたけれども、12年から改正いたしまして2分の1に引き上げたという経緯がございます。

今後についても、補助制度についてはこれらの内容、そして復旧・復興の内容もございますので、これらについても十分相談に当たりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員

9 番（鈴木邦昭君） こういうところにコンプライアンスというものが立ち上がるわけですが、やはりこれは生活住民にはなくてはならない道路なんですね。何メートル以上とかそういうことを言われると、やはりそこはつくれないのかなという箇所もございました。

今回の震災にかんがみ、臨時国会では復興特区、また復興庁設置法が決まりましたね。それによってこの岩手・宮城・福島、この3県それぞれ出先機関、復興局というものを配置するというのを聞きました。そして、さらに沿岸部の方には支所を置くというふうなことも聞きましたけれども、やはりそういった支所にもこれからできましたら、ぜひ町長プッシュ、プッシュで行っていただいて、私道も何も全部直すと、そうやってやはり安心・安全、住みよい亙理町というものをつくっていただきたいと、こう思いました。

国や県、そういったところからまず金が入らないとどうにもできないという、その気持ちはわかりますけれども、やはりこの復興基金を使って整備するという仕組み、こういったものを例えば町道を直すと、それを補修整備するけれども私道もかためて整備する、そういったことはできないのでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） その私道そのものについても、2通りあると思います。沿線の2分の1ずつ、あるいは5人住んで5分の1ずつの所有物の私道と、宅地造成業者が宅地だけ造成して、その道路についてはもともとの地主とか業者の土地とか、いろいろ仕分けがあるわけですね、私道そのものについても。そういう問題も十分勘案しないとわからないということで、先ほど言った5戸以上の居住、そして3人以上の持ち家でなければならないというようないろいろな条件が具備されるわけでございます。

その当時は、私道そのものについて側溝もない、舗装もしない、そういうことで単価を安く買って、町の方で工事をするのもいかなものなのかと、そういういろいろな町民との公平性の問題も勘案しなければならないと思っています。

もう一つ、今言いました国の方での第3次補正によります特区の問題で、青天井で何でもできるということの報道はやっておりますけれども、実際に省庁間の中でも具体的になりますと「これについてはだめですよ」という話も出てきております。「それはおかしいんでないですか」ということで私は申し上げておりますけれども、国の各大臣によく陳情に行きますと、「青天井で、全部何から何までできます」ということになっておりますけれども、現場に入りますとそうではないということでございます。

きのうも若干触れましたけれども、農地の転用によって集団移転する、住宅を建てる云々については、転用は早くできますけれども、その転用した部分を新たな場所に農地を確保していただきたいという、いろいろ条件があるわけでございます、省庁においては。政治家は、そういうように言いますけれども、現実には省庁の縛りがあるということも現実でございまして、それについてもそういうことで何か政治主導ということで現在の政権がやっておりますので、「そういうのはおかしいんでないですか」というふうに私は申し上げておりますけれども、現実には難しい問題も多々出てくると思います。現時点でも、来ておるのもございます。これから、いろいろとそういう縛りがあると思っていただきたいと思っております。そういうことでご理解願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員

9 番（鈴木邦昭君） 10月10日付の河北新報に載っていましたが、被災地特例、こ

のときはまだ復興特区も何も決まっていなかったけれども、液状化対策ということで出ておりました。「損壊した住宅の周囲、道路地域を許可する自治体の工事を国が補助。周辺地の補強で、住宅の液状化対策の負担が軽減される」と、こういうことも載っていました。

今町長が言われたように、確かに言うのが違うというのは重々わかります。確かに町民が言ったのと役場と、またそれが違うということもわかっておりますので、ぜひ互理町をよくしていきたいと町長も思っていると思います。「安心・安全」「住みよい互理町」ということでよく言っておりますけれども、ぜひそういう皆さんの困り事を町長もよく耳を大きくして聞いていただいて、できないものはやはりただ「できない」じゃなくて、「こういうわけで、こうですからできませんよ」という形で、これは役場の方々皆さんにも町長の方から指示していただければ、そうすれば皆さん特に仮設住宅の住民の皆さんも、あのようにならなかつたのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（安細隆之君） これをもって、鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

再開は10時40分といたします。休憩。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 佐藤 實議員、登壇。

〔17番 佐藤 實 君 登壇〕

17番（佐藤 實君） 17番、佐藤 實です。私は、2問について質問いたします。

1問目、仮設住宅の入居状況についてということで、1点目。7月上旬で、仮設住宅希望者全員が入居完了いたしました。しかし、入居後諸般の事情により変更を願ひ出る方々がいると聞いておりますが、どのようなことで、どのように対処したかお伺ひいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） お答えいたします。

それでは、応急仮設住宅の入居希望そのものについては、ただいまお話しのとおり

り7月上旬には全部入ることができました。数字を申し上げたいと思います。1,011世帯、そのうち町外の方々が28世帯。人口で申し上げますと3,255人、町外者の人数については83人の方々、すべての入居が完了しておりますことは、議員さんもお案内のことと存じます。

そういう中で、入居後に関しましては約50戸の空き部屋もございましたことから、入居直後から個々の家庭事情によりまして、さまざまな申し出がありました。その中で特に多かったのが「部屋が狭い」との申し出が最も多く、関係各課に寄せられた件数で約100件ほどの連絡があったと聞いております。その理由として、部屋が狭いといっても「荷物が多くて狭い」、あるいは「大人4人で2DKでは、基準がおかしい」「受験生がいるので、もう一つの部屋がほしい」「空いている部屋があるのだから、貸してほしい」などと、さまざまなケースがありましたが、このような申し出に関しましては、狭い住居であることは承知しておりますが、宮城県で設けた入居基準であることをご理解いただき、今後追加募集も行うため、現状の部屋で我慢をしていただかなければならないのかなと思っております。

しかし、申し出世帯の中には入居者に介護認定者や障害者があり、介護等のためにベッドを置くことで部屋がさらに狭くなる、そして生活が困難な世帯が複数軒ございます。このような世帯に限り空き部屋を活用し、一つ大きな部屋に移動していただくこと、または部屋を追加することを関係各課で検討し、入居希望世帯がすべて入居しても部屋が空いている場合ということを前提に、部屋の移動・追加が必要であると考えましたので、7月に亘理町応急仮設住宅入居判定及び選定委員会を立ち上げ開催し、議題として諮り、承認をいただいた上で、部屋の移動・追加を行うこととなったところでございます。

それと同時に、町の保健師や他県からの支援派遣の保健師が、仮設住宅入居者宅を1軒ずつすべての世帯に訪問し、入居者の身体やメンタル的な部分をケアするとともに、疾患などがある場合や起こりそうな場合は、医療機関につなげる健康調査を実施しております。介護認定や障害がある世帯の部屋の移動・追加については、入居者の全体の公平性を確保すべく、介護ベッド使用者の方を健康調査から選び、状況確認を行いながら、移動することの意思確認をいたしております。

また、申し出のあった世帯には、介護認定を受けている方は担当ケアマネジャーの訪問や町の保健師の再調査訪問などを行い、対象となる世帯については8月中

旬から順次連絡し、部屋の移動・追加の移動ということを行ったところでございます。なお、介護認定や障害者がいる世帯で部屋の移動・追加を行った事例は現在のところ、11月末でございますけれども、移動・追加したものは23件でございます。そういうことで、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 丁寧に説明いただき、ありがとうございます。

この状況で、大方2問目と並行しますので、あわせて質問いたしますけれども、今いろいろな諸般の事情というのを何で前にもってきたかという、2点目にこういう事例があったわけでございます。仮設住宅に入居後病気になり、ベッド生活をしなくてはならなくなり、親子二人暮らし家庭で、役場に現状を見て対処してほしいと願い出るも、返事がなかった。その後病状が悪化して、現在入院中。入院後しばらくしてから、「部屋を変更しますか」との連絡があったそうです。

この件について、いろいろと羅列してありますから、それを随時質問いたしますけれども、今の町長さんの回答から見ると、そういう内容も含めて対処しているということでもありますから、私はそれを信じますけれども、しかしこの中でやっぱりそういう方があったというのも事実なのかどうか。その点、まずもってお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの2問目の質問の内容にも入りますけれども、そういう事実があったということは承知しております。そういう中で、何回となく訪問、連絡いたしましても、何の返答もなかったというのも事実でございます。そういう中で、やはりきのうからの質問の中、先ほどの質問の中で、やはりこれからは訪問とかメールとか電話だけではいけないのではなかろうかということで、はがき等ですることによって、やはり日中いなくても夜帰ってきてからそのはがきを見ることによって連絡ができるようにということで、これについては12月上旬から連絡の際には電話・メール・訪問だけでなく、文書による要するにはがきによる連絡体制をすることによって解決する部分が多々あるように聞いておりますので、小まめにこれからもこのような状況がないように対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 確かに我々、「一人くらい、あるいはそういう方があった」で済ます問題というふうを受けとめられる可能性がありますけれども、やっぱり町長さんが常に言っている「思いやりの心」と、そして「暮らしやすいNo.1のまちづくり」というキャッチフレーズで、町長さんがいろいろ常日ごろ町民に対して誠意を持ってやっているというのはわかっております。しかし、事実こういうことがあったということは、やっぱりそういう面でメンタル面もあろうかと思えますけれども、そういうことをゼロに等しいのがあって当たり前なんですけれども、そういうところを心づもりでやっていただきたいと思えます。その点について、もう一度お願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほどの事例について、担当の方からどういう状態で訪問したのかということで時系列に申し上げますと、5月下旬に1回、そして7月11日、これについてはベッドの問題等々。そして、7月の下旬については担当職員と保健師が訪問したと。さらには、8月25日にはさらに保健師が訪問調査を行ったということ。さらには8月の末でございますけれども、担当者が移動の部屋の確保のために行ったと。ただし連絡がとれないというのは、いずれも。そして、9月上旬にも保健福祉課からこれらの内容について総務課との調整も行った。さらには、11月15日にこれらについては、いろいろと電話等で連絡したんですけれども不通で、留守電にも連絡したんですけれども連絡がとれなかったと。そして11月17日については、今お話しのとおり1DKから2DKへ移動していただいたというのが、時系列でこういうように推移したと。

8回ほどの連絡はしたんですけれども、連絡してもそういうことでの連絡調整ができないということは、やはりそれらについて夕方行くとか朝早く行くとか、そういう体制。そして文書による連絡体制ということ、今進めておりますけれども、今後ともさらに充実してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 役場の職員の方が全然何もしなかったとか、町当局がそういう対応をしていなかったという意味じゃなくて、やっぱり当人にしてみれば、我々から初め同じことなんですけれども、お互いに相手の身になって対応すればそういうことがないのかなと、そういうふうにおっしゃるところでございます。これからも、そうい

うことはなきにしもあらずということでもありますから、その次にほかのこういうような事例はなかったのかどうか、その点再度お尋ねします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、担当各課との連絡調整を密にしておるということで、現時点ではこの1件だけだと。さらには寒さが厳しくなるということから、いろいろと町に対する連絡というか苦情というか、いろいろな問題が発生すると思いますので、今まで以上にこの管理部門について充実をしてみたい。そのためには、きょう担当課長等々もおりますので、これを十分職員に伝達、連絡をしながら、万全の体制で臨みたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） そういうふうには、今後ともいろいろな面でいろいろご指導して、それでなおかつこれでもかというような状態で臨んでいただきたいと思います。この震災状況の中で、そういうことを「あれも、これも」ということであれば、大変難しい問題、そして先ほど来同僚議員が言うように、確かに人材不足あるいはこういう震災の中の話、そして状況の中で対処しろというのも酷な話といえば酷な問題になるかと思えますけれども、やっぱりあってはならないことが現実起きたというのも事実でありますから、その点も含めて今後とも対処お願いしたいと思います。

続いて、順次質問していきますけれども、先ほど町長がお答えしたように、仮設住宅の空き住宅が各場所ごとにあるとすれば、今後のその使用はどうするのかということで、若干それでお答えいただきましたけれども、再度その点についてお尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、お答えいたします。③番目と④番目、これは関連がございますので一括で答弁をいたしたいと思います。

現在、先ほどの建設戸数については十分理解できたと思えますけれども、空き戸数はどのようになっているかということでございます。全体で26戸空き部屋がございます。その内訳を申し上げますと、館南仮設住宅が2戸、旧館仮設住宅が3戸、宮前仮設が4戸、公共ゾーンが9戸、中央工業団地が8戸ということで、全体で26戸が現在空き部屋となっております。

今後の利用についてでございますけれども、仮設住宅に入居して数カ月が経過、

すなわち9カ月が経過しておるわけでございます。各仮設住宅入居者からは、部屋のことですまざまな相談が寄せられております。その一つといたしましては、先ほど申し上げた介護の問題、認定を受けた方々の入居世帯でのベッドの問題、そういうことからぜひこの空き部屋を利用させていただきたいという要請があるわけでございます。そういう中で、やはり空き戸数はその調整用としてはどうしても残しておかなければ、これからもいろいろな問題が発生すると思っておりますので、調整のための空き部屋ということで考えておるわけでございます。

次に、新しく申し込みは可能かとのご質問が第4点であるわけでございますけれども、このような空き戸数には既に現実には余裕がないと思っております。撤去状況を見ながらこれらについても、これから新築、あるいはどこかに移動する、あるいは賃貸住宅に入るということで、さらに空き部屋がふえた場合については、それらの対応ということで考えていきたいと思っておりますのでございます。現在のところ25戸ということで、これらについては先ほど介護ベッド問題、障害者の問題、いろいろ発生する恐れがあるということから、それらのスペースの確保ということで考えておるわけでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 空き部屋の利用というのは、あくまでもそういうスペアというような感じで取っておくんだということでございますので、それならばそれでいいんですけども、ただ先ほど来言っていますように狭い場所という家庭から申しますと、「空き部屋があるなら、そういうところに入れてほしい」というのが、やっぱりだれでも思うことは同じだと思います。ですから、そういう点をもって今お尋ねしたわけでございますけれども、そういう理由であれば我々は聞かれればそういう答えをしていくつもりでおりますので、この点は了解いたしました。

ただ、この新しく申し込み可能かというのは、何で私、お尋ねしたかと申しますと、今学校もやっぱり遠くに住んでいて、例えばの話、一番遠いところであると教育長さんも把握しているのかなと思っておりますけれども、名取から逢隈小学校に荒浜の子どもが通っているというのも現状であります。そろそろ落ち着いてきたというのか、それともきのうあたりから学校転校したくない、あるいはその地に住みたいという人が随分出てきているんです。ですから、そういう方々がいろいろ戻ってきたいということにもかかわらず、県のそういうアパートを借りたとか、あるいは逆に個

人で借りるんじゃないなくてそういう1回借りてしまったから、もうだめですよという断りがあると。二重の申し込みはできないという話を聞いていましたので、その点について空き部屋があればそういうところに移れないのかという、そういうことを今子どもの都合というか、そういう観点でお尋ねしたわけでございますけれども。その点については、やっぱりだめということですね。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今、名取から逢隈小学校ということでございますけれども、中学校には仙台からも通っている子どもがいるわけでございます。私もちょっと知っている方も仙台に住んでいるものですから、それらについてはやはり現時点では新しい入居についてはご遠慮願いたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） そういうふうに聞かれば、私もじゃあそういうふうにお答えするようになります。

続いて、一番下の仮設集会所の職員の権限と。「権限」と言えば、言葉が余りにもきついような言葉になろうかと思っておりますけれども、「権限」じゃなくて「職権」ですね。やっぱり職務上どこまで与えているのか、その点お尋ねします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 各仮設には、集会所に職員を今まで2名だったのを、3名に張りつけをしております。公共ゾーンそのものについては、集会所が3カ所あるということで、そのほかは1カ所ずつということでございます。

そういう中で、主な業務といたしましては、特に臨時職員でございますので、朝早く8時に来て、きょうの業務の内容、そして夕方5時15分まで来まして、きょうの各集会所、すなわち施設の状況等の報告を受けさせております。やはりこれについては、毎日です。土曜・日曜は来ませんけれども、管理運営はやっておると。

その主な内容としては、やはり集会所の利用、いろいろ子どもさんの行事、あるいはいろいろなイベントがあるようでございますので、その日程の調整等を行うということ。さらには、町の方には各方面からいろいろ物資等が多く寄せられましたので、支給物資等の支給に関する案内、そしてそれらの内容等の職務。そしてやはり一番大事なのは、直接生活相談というわけにはいきませんが、一応体の調子の問題、あるいは生活の問題、それらについては承って町の方に報告し、その内

容に応じた対応を各課につなぐということでございます。そして、ただいまお話しのとおり住宅の、やはり一倍多かったのが寒さ対策のようでございます。そういうことから、県の方であるように緊急をもって対応しておりますけれども、住宅の寒さ対策あるいは暑さ対策があったり、あるいはその建物によっても緊急に建築、スピード感をもってしたものですから、地盤の問題とかあるいは通路の問題等々の不都合等についての対応。さらには、特にお願いしておるのは高齢者の世帯、そしてその中でも独居老人ですね。1人で住んでいる方、必ずそれについては1日1回見回りするということが挙げられておるわけでございます。

そういうことから、やはり仮設住宅そのものについては地域によってばらばらであるし、年齢構成もいろいろ違うわけでございますので、そしてさらには入っている方々の生活習慣も違うわけですね。朝早く起きる人と、遅く帰ってきて朝早く出ていく方、それらの対応等について、いろいろと生活の中で直接やはり聞いて、それらについて町の方に報告し、それらの対応をしておるということで、権限そのものはないんですけれども連絡調整、そしてその集会所で起きた内容について町の方に報告をいただき、それに対しまして町の方ですぐ対応するという体制づくりです。権限ではなく連絡調整、そしていろいろな要望、やはり臨時職員そのものについても要望事項があるわけでございます。それらについても、やはり今まで2人ということではなかなか休む時間がないということで、3人体制にして交代で出番が違いうように、時間帯をずらすとかそういう方法で、やはり臨時職員であっても体調管理も大事だと思って、3名体制にいたしましたところでございます。ご了解願います。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 確かに連絡員とかそういう形で、いろいろ面倒を見ていただいております。私も現在仮設住宅の入居者の一人ですから、その点は十二分に皆さんの仕事ぶりも見させてもらっているし、見てもおります。ただ中には、我々の場所じゃないんですけれども、いろいろ聞くところによりますとかなり厳しい口調で物事の返事をなされる方もいると。これは、私もこういうふうな状態で感情をもらにあらわす人間ですから、わからないわけじゃないんですけれども、やっぱりそういう方がいるとどうしても先ほど来同僚議員がずっと言っているように、やっぱりいらだっているというか、場所によってはもう完全に頂点に達している、やかんであれば沸騰しているというような状況にある方もあるということも、現在そういう方々が

お話しするとどうしてもそこにカチンと来て、衝突というわけではないんですけれども、一言二言言って、それには「私らはわかりません。権限がありません」とかそういう返事が来たので、そういう話を聞いたので、私は今こういうお伺いをしたわけでございます。この点については、いろいろその点そういうふうに言われた方に丁重にお話しをしておきますので、わかりました。この点は終結させていただきます。

次、2問目の住宅再建補助金についてということでお尋ねいたします。

復興会議、これは私提出したのはちょうど復興会議の最終回が終わる前の提出だったので、こういう言葉になりますけれども、一応読みます。

1点目として、「震災復興会議で決定しなければ決めることができない」とか「財源がないから」と言われるかもしれませんが、町独自の考えはないかどうか。その点、お尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについて、震災によりまして亙理町の今後の被害額、その後の復旧事業費といたしましては、約3,300億円を超える状況であったわけでございます。そういう中ではございますけれども、以前から申し上げているとおり復興のための財源確保が最も大事であるということでお話しを申し上げておったわけでございますけれども、先ほど来お話しのとおり、国の方ではこの東日本大震災に対しまして第3次で11兆円ほどの予算措置、さらには第1次・第2次で6兆円ということで、17兆円のこの東日本災害に対する予算が追加、成立いたしておるところでございます。

そういうことから、今後はやはり復興に向けて加速をしなければならない。すなわち、復興会議の中でも亙理町震災復興計画も承認をいただいたわけでございます。これに基づきまして、今議会におきまして計画書の議会の承認をいただかなければならないと思っております。これがスタートラインでございます。これからは、やはり実施計画に向けた取り組みをしなければならない。そのためにはやはり議会の皆さんを初め、被災された方々の思いを十分に町として取り上げながら、その合意形成、要するに集団移転の問題、公営住宅の問題、農地の整備の問題、土地区画整備、多々あるわけでございます。それに向けて全力投球で行いたいと思っております。

そういう中で、町単独での支援はないのかということでございますけれども、若干いろいろと今本部会議の方で調整をさせていただいております。例えば、住宅を建てる場合の盛土の負担に係る補助制度、あるいは高床式でつくった場合の補助制度とか、それらについて今いろいろと検討しております。

しかし、きのうも申し上げたとおり、仙台市そのものについてはいろいろ市独自の施策を出しております。被災そのものについては亘理町の倍くらいであっても、予算規模が全然違うということ。100万都市と3万5,000人の財政的な問題。そして、さらに今回の被災によりまして、平成23年度の決算そのものについてはまもなく出ますけれども、今のところ税だけでも6億円くらいの減収になる。そのほかに国保税も約4億円、約10億円くらいの財源確保ができない。すなわち、免除、減免という形をとります。これについては、本年度だけでなく来年度以降も続くわけでございます。

そういうことの中で、被災された方々への支援そのものについて十分考慮する方向で進めておりますけれども、国からのやはり一部でも補助制度がなければできない。あくまで単独だけの補助制度というのは、現時点で難しいのかなと思っておりますけれども、これらについても、さっきの盛土の問題、高床式の問題については今検討しており、その額についてもどのような方向づけでやるのか、これらについてもいろいろと検討を本部会議でやっております。これらについて、わかり次第議会の方にもご説明を申し上げ、ご理解をいただきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 予算が絡む、そして財源も絡むということで、大変なことは重々承知の上で私も申し上げているんですけども、これは一例ですけども、青森の八戸の新聞。見ていると思うんですけども、この点については被災された方が余りにも少ないというか、250人から300人足らずの被災を受けた半壊以上の対象住宅に対しては100万円の補助というのを、市議会ですべての補助を出すというふうにご決定したと、そういう報道がありました。

こういうふうには、仙台市を含めていろいろそういう規模、あるいは内容等によっては十二分が変わっておりますけれども、やっぱり「アメとムチ」というと大変失礼な言葉になりますけれども、今後移転促進するためにもいろいろ皆さんに協力を

求めるときは、「こういうふうにするから、何とか」というような感じでやっていかないと、「いや、おれはお金がないから、この場所で建てるんだ」というふうに言われると、まとまるものもだんだんまとまってこない。やっぱり、何か若干のそういう違いを見せないと、協力していただく上でも「こういうふうに、町でも一生懸命やっているんだ。だから、何とか協力してくれ」というような形も一つの方法かなと私は思ったので、この点についてお尋ねしました。

今、いろいろ復興会議等々で、議会ではあしたから特別委員会が開催されますけれども、その中で「おれたちはこの場所から動かない」という方々を説得する上で何か対策を講じないと、どうしても協力を得る場合に最後の切り札を持っていないと、難しい問題になるのかなと私は懸念するもので、その点をお尋ねしているわけでございます。そういう町長さんが今言われた財源というふうに言われると、もう二の口も出ませんけれども、その点についてもう一度何かあれば、最終的な方法、今後考えるというような方法があれば、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど申し上げたとおり、移転する場合の工事のための盛土の問題の補助、そして高床式にした場合の補助制度、現在のところ二つの点について今本部会議の方で進めておるわけです。それらの補助の金額の問題等々を含めまして、今後もさらに前向きに検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 以上をもって、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、佐藤 實議員の質問を終結いたします。

次に、11番 四宮規彦議員、登壇。

〔11番 四宮規彦君 登壇〕

11番（四宮規彦君） 11番の四宮規彦です。

今回の質問の基本的な考え方は、放射線・放射能を少しでも正しく町民の皆様にご理解をいただくとともに、町民の方々一人一人が、特にご心配なさっている方々が安心をできる、そういうような意味合いを含んで実は行政の側に指針、いわゆるマニュアルの作成の今後準備に入っていただくということを主眼として、この第1段階の「風評被害と地場産業の育成に関する施策」という表題にしたわけでございます。この問題につきまして、私は放射線の風評ということ、亙理町に今蔓延して

いる不安な心、きのうも2人の議員さんからいろいろご質問があったんですが、そういうことを踏まえて放射線の線量というものをどのように判断をすれば、町民の皆様が安心できるのかなというような一つの考えを持ってご質問をしたわけでございます。

まず最初に、いろいろさまざまな風評被害にこれからあうだろうと、また、少しはそういう風評被害でご心配している、いろいろなさまざまな方々に今後行政として、大きくそういう事態になった場合には発信する体制づくりを考えているんですが、その辺のお考えをお聞きしたいと、このように思っております。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

3月の原発事故発生以来、県を中心に関係機関の連携のもと、出荷を迎える農畜産物あるいは魚介類を計画的に検査し、結果をマスコミ及び県のホームページで公表してまいりました。当初は、検査機関が東北大学1カ所であったことから、検査点数や時間に制約があり、十分な対応とは言えなかったと思っております。そのため、県においては各地方振興事務所、仙南、大河原とか仙台とか仙北とか7カ所ほどありますけれども、その振興事務所単位に検査機器を導入し、11月から検査を実施しておるところでございます。

これまでの検査結果では、亘理町の農産物からの放射性物質の検出はないものの、情報発信の不足があったことから、町といたしましては出荷時期を迎えたリンゴや特産であるイチゴ、シュンギクなど農畜産物の安全性をアピールし、風評被害を開回避するため、これについては亘理町と山元町、そしてJAさん並びに共済組合、そして亘理土地改良区が一体となりまして、放射性物質の検査機器を11月24日に導入いたしました。独自の簡易検査を実施することにより、亘理町の農畜産物等の安全性を確認しながら、あらゆる機会や方法等を活用し、安全・安心を発信してまいりたいと思っております。

特に、現在出荷時期でありますリンゴにつきましては、生産組合団体の果樹振興会という組織があるわけでございます。現在のところ、リンゴについては不検出の検査結果を踏まえておりますけれども、安全性をアピールするためにリンゴ箱に1枚ずつ、生産者はもちろんのことですけれども、リンゴの中にチラシを入れまして安全性をアピールしておるといっている状況になっているようでございます。以上でござい

ます。

議長（安細隆之君） 四宮議員。

11番（四宮規彦君） 今大変力強いご答弁をいただきまして、安心をいたしたところでございます。

それでは、放射線のこの風評について若干お尋ねをいたします。いろいろ新聞等によりますと、大人の放射線の浴びる限界量が1ミリシーベルトというような数字が載っております。それがどうも基準になっているようでございますから、そこで亘理町としてもいろいろ放射線の機械で測定しておりますので、1ミリシーベルトというのは放射線のカウンターでどれくらいの表示になるのか、ちょっとそこだけ教えていただければ結構でございますので、わかる範囲で結構でございます。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 県も毎日のように、新聞に放射線のシーベルトということで、亘理町は0.08とか0.09と、山元町もそういうような数字になっておる。各地域によって、ポイント、ポイントで県の方で発表されております。

そこで、今質問の1シーベルトの量ということで……。

議長（安細隆之君） 四宮議員。

11番（四宮規彦君） 大人に年間1ミリシーベルトというのが、新聞等々でいっぱい出ていますが、亘理町をそのカウンターではかれば、例えば1ミリシーベルトという1年間の量が、1時間の量に計算して多分測定しているんですが、どれくらいの量にあらわれるのかなという質問でございます。それだけでございます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 実際の話ですけれども、私はうちの方で簡易測定器ということでお話ししていると思いますけれども、簡易測定器については一応二けたまで、ですから10の位まで上は出ますけれども、町内ではほとんど0.200とか、または消防署の県の測定地点においては0.08マイクロシーベルトということでございまして、詳しくはちょっと私も勉強不足で申しわけないんですけれども、そういうことでちょっとここでは資料をちょっと持ってきませんでしたので、後でお答えさせていただきます。

議長（安細隆之君） 四宮議員。

11番（四宮規彦君） 実際は1年間のシーベルトですから、このカウンターではかること

は、よくわかりました。この問題は、ここで終わりにいたします。

次に、第2番目に入らせていただきます。希望者全員が入居完了して、日々生活を営んでおりますことは、これは事実でありまして、ただでさえ狭いこの仮設住宅をより広く利用していただくために、先ほどの町長の答弁にもあったんでございます、かなり多くの狭いという事情があったということはわかったんですが、特にすぐ使わないもの、季節で使うもの、そういった保管、そういったものの集団的な保管の声も私のところには届いております。

また、その管理運営には仮設の方々のコミュニティーなり指導者なりリーダーなりがちゃんと活動しているところで、その管理運営も可能かなというふうに考えておるわけでございます。また、そういうことを行政の方で調査を行って、可能などころからそういう施設をつくっていただけるのかなというふうな思いがあって、2番目の質問をしたわけでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの四宮議員さんの、仮設住宅内に物置等々の整備をとということでございますけれども、ご案内のとおりきのうから申し上げているとおり、仮設住宅内に駐車場のスペースでも困っておるという状態。そういう中で、物置を新たに作るそのものについては、結構な提案ではございますけれども、その物置そのものに対して保管した場合の管理の問題。どういうものを保管するのか、例えば冬に夏物を保管する、あるいは冬物を保管する、自転車を保管する、何を保管するということの内容になるうかと、季節による保管、あるいは現在仮設住宅に入っている方が物が多いということも十分承知をしております。物が多くて、寝る場所もないなんて、特にベッドなんかが入りますと、そういう状況にあるということ。

さらには聞いた話ですけれども、これは以前の話なんですけれども、そういう集団的な物置を1カ所に集積することによって、物の管理が大変だというお話もあり、黙って持っていかれると。そうすると、1人職員をそこに何時間とかかぎを持って張りつけなければならないという事例も、特に前の新潟あるいは阪神・淡路の方でそういう事態が発生したとも聞いておるわけでございます。その管理の問題、そして預かる物の問題、集会所そのものについての大きさの問題。どなたからお預かりしたか、やはりこれもデータを取らないと、物置の関係も出てきます。

これらについても、やはり仮設住宅による臨時職員に対しましてそういう要望が

あるのかどうか、これからは出てくると思います。特に、冬を越して春先になると、冬物の布団の問題とかいろいろ出てくると思います。それらの管理方法についても、今後いろいろと仮設住宅に入っている方々の意見を集約しながら、検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 四宮議員。

11番（四宮規彦君） それでは、次に移らせていただきます。

先ほども議員さんからご質問がありましたけれども、それに加えてもちろん心身の問題とかご病気の方とか、いろいろな問題を抱えている世帯があります。ここにもお示ししたんですが、いろいろ近々新生児が生まれるのではないかなとか、いろいろなことがございまして、そういったものに対する対処の方法やあるいは弾力的な運営・運用ができないものかなというような質問をお伺いしたい、こういうことでございます。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 第1点目の妊婦の方々、あるいは新生児ということになりますけれども、現在町の方の保健師の方で妊婦手帳を発行しておりますので、その数字を若干調べましたので。旧館では1名、妊婦の方。この方については、出産予定日が来年の2月と聞いております。そして、公共ゾーンについては1名、この方については来年の3月出産予定。館南の仮設には2名ということで、1人の方が来年の3月と来年の6月の出産予定ということで、これらについては町の保健師等々がその都度妊婦検診、あるいはいろいろな機会にお互いに体の状態などを調査しながら、やはり早めに対応してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 四宮議員。

11番（四宮規彦君） 私が用意した質問は以上なんでございますが、先ほどのこの放射線の問題で、ひとつお願いをしたいことが4点ございますので、そのお願いをして、それを努力目標にさせていただいて、終わりにさせていただきます。

1点は、放射線というのは私の調査では永遠に体に残っているものではなくて、ある年齢層でもって体外に排出する時期、時間がございます。それをきちっと把握していただければ、安全・安心につながるものかなと思っております。

それから、放射線の数値に対する考え方、例えば1時間に0.1ミリシーベルトが妥当なのか、0.15が妥当なのか、非常にいろいろな話が出てきますので、そのとこ

ろの考え方も資料としてお持ちになれるようなご努力をいただきたいと思っております。それが2点目です。

それから、それぞれのご心配している方々、立場が違います。妊婦さんもおられるし、女性の方、男性の方、年齢、そういった方々が安心できるように、自己管理の方法なども調査していただければいいのかなと思っています。

最後の4点なんですが、マスクをすれば放射線のある程度、セシウムの137を防げるんじゃないかなというような誤解もあるようなのでございまして、その辺のところもきちっと資料として残していただければ、将来何かの役に立つのかなと思っております。

このところを、急ぐわけではないので調査をしていただいて、資料として残していただきたいと、このように総務課長さんをお願いをいたして、私の質問をおわります。ありがとうございました。

議長（安細隆之君） これをもって、四宮規彦議員の質問を終結いたします。

次に、7番 百井いと子議員、登壇。

〔7番 百井いと子君 登壇〕

7番（百井いと子君） 7番 百井いと子でございます。

私からは、2点質問いたします。

まず第一に、わたり温泉島の海についてでございます。

議長（安細隆之君） 百井いと子議員、マイクをちょっとそばにつけてください。

7番（百井いと子君） わたり温泉島の海施設整備検討委員として、平成19年から携わってまいりましたが、東日本大震災により荒浜の町が壊滅状況の中、建物が立派に残っています。亘理町の復興の第一歩として、温泉の1日も早い再開を望みます。

そこでまず第一に、わたり温泉島の海の復興計画はあるのか。計画しているのなら、いつごろをめどに再開させるのか。また、復興費用はどうするのか、質問いたします。

まず第一に、わたり温泉島の海の復興計画はあるのかどうか、質問いたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） わたり温泉島の海については、昨日も質問があったわけでございますけれども、今年度2月にオープン3年目を迎えたところでございます。そして3月に入りまして約70万人の来館者があったということで、震災前に70万人達成とい

うことでイベント行事を行ったわけでございます。その後、3月11日の大震災にあわれたわけでございます。そういう中で、そのイベントの際には次は80万人はいつころになるかということで、所長を初め従業員、そして来館者の方々とも懇談をいたささせていただいたわけでございます。そういう中で、現在は1階部分があのような被災にあわれたということで、やむなく休館をさせていただいておるところでございます。

そういう中でこのわたり温泉鳥の海の復興につきましては、震災復興計画の中でも位置づけしておりますけれども、できるだけ早くということでございますけれども、やはり3年をめどに考えていきたい。と申しますのは、ご案内のとおり鳥の海周辺は北側をがれきのストックヤードとしておるとのことと、ご案内のとおり防潮堤そのものについては改造復旧工事ということで、5メートルの防潮堤が仮復旧いたしておりますけれども、これらについても早く恒久的な7.2メートルに早く建設をしていただきたいということで、国土交通省を初め水産庁、あるいは農林水産省をお願いをし、現在では7.2メートルの高さで、そして粘り強い建設ということで考えて報告を受けておるところでございます。

そういう中でございますけれども、現在営業しないことによって、借り入れた財政的な償還の問題、さらには改築に伴います財政負担、これについてはきのうもお話しがあったわけでございますけれども、今県並びに国に対しましての支援についていろいろと関係機関に要望活動を行っておるところでございますけれども、なかなかこういう施設については補助制度がないということでございますけれども、何とかこれを早くイチゴの再生も復興のシンボル、あるいは鳥の海もそういう形で温泉に入れることによって、亶理町民はもちろんのこと今までも各方面から利用いただいておりますということから、できるだけ早くしたいんですけれども、やはりその前に被災された荒浜地域、そして吉田地域の生活再建の方を全力的に行いながら、このわたり温泉についても考えてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 百井議員。

7 番（百井いと子君） それでは、補助制度がないとなれば、この復興費用というのはどうするおつもりなんでしょうか、質問します。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 現在、これらの内容については費用がなければという限定でなく、

これからも努力をしてまいりたい。そして、この地方交付税の中で対応できれば、町へ国からの第3次補正によって交付された中で捻出する、あるいは現在町の方で持っております財政調整基金の活用とか、いろいろな手だてを考えなければ、あのままの状態ではやはり亙理町の観光資源でございますので、そして荒浜地区についてのなりわいとにぎわいを復活するためにはいろいろな手だてを考えなければならない。

と申しますのは、2階以上については十分利用できるということでもったいない建物ということで、本体そのものについては被害がなかったわけですが、1階の事務所、そして鳥の海ふれあい市場、あるいは電気設備・ボイラー施設等の復旧・復興については、今までは5億5,000万円ほどかかるということでございますけれども、現在あれらについてももう少し復旧するための費用について試算をさせておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 百井議員。

7 番（百井いと子君） わかりました。

それでは、3年をめどにということでしたが、もう少し時期を早めて再開はできないのでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ということは、ただいま申し上げたとおり鳥の海周辺の東側、今までの公園、野球場、運動場に、現場をご承知かと思えますけれどもがれきが山積みされているわけです、がれきの山。それを、今回県の方で二次処理するために、吉田浜海岸にするわけでございますけれども、その運搬そのものについても2年くらい、早速これについては取り組んでまいりたいと思えますけれども、やはりがれきの山あるいは鳥の海周辺の住宅の位置づけ、集団移転の問題が終わらないうちに、町の施設ばかり早くやるということではなく、住民主体で最初にやってその後に、同時並行でもいいんですけれども、そういう形をとってまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 百井議員。

7 番（百井いと子君） じゃあ、次の質問に移ります。

荒浜小・中学校、長瀬小学校の再開のめどについてでございますが、東日本大震災により使用できない小中学校の再開のめどは立っているのか、質問します。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 教育委員会部門でございますので、教育長の方からご答弁を申し上げます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、百井議員にお答えいたします。

このたびの東日本大震災で大きく津波被害を受けました荒浜小学校、長瀬小学校、それから荒浜中学校、この三つの学校の再興についてでございますが、今後の主な工程について申し上げますと、まずは町の震災復興計画に合わせまして今現在取り組んでおりますが、作成中であります災害復興事業計画書を文部科学省の方に提出して、災害査定を受けることになっております。次に、町の震災復興事業計画書を作成し、これに基づいて各学校の修繕あるいは改築等に入っていくことになるわけであります。

現在、教育委員会といたしまして検討しているのは、震災復興事業計画書の一部を申し上げますと、まず県教委を通して文科省の方に行くわけですが、その内容がスムーズに、順調に、いろいろ書類等を出すわけでございますけれども、スムーズに県教委、特に文科省の方、あと財務省も絡んでまいりますけれども、そういうふうなことがスムーズに行ったという条件となりますけれども。まず荒浜小学校について申し上げますと、平成24年度で校舎の1階が一部損壊しております。60センチメートル程度の津波の襲来ということです。それから体育館、これも40センチメートル程度の冠水。校庭、これらを修繕整備して、平成25年度から再興したいというふうに思います。

もう少し早まれば、24年度内も視野には入れているんですけれども、その辺がちょっと今微妙なところでございますが、できるだけ早く、遅くとも25年度には再興したい、荒浜小学校についてはさように考えております。

それから長瀬小学校でございますが、24年度に校舎改築のための設計が出来次第、25年度から校舎改築工事に入りまして、26年度内で工事を完了させたい。そして、26年度中に再興したいなと考えております。

長瀬小学校の場合は主に校舎、体育館は今電気・水道はだめなんですけれども、これはあわせて改修します。あと、プールも改修すればすぐ使用可ということでございます。26年度内に何とか再興したいなと考えております。

荒浜中学校でございますが、やっぱり一番被害が甚大だったわけでございます。できれば校舎、そしてまた体育館と同時に、同じように24年度に設計を行いまして、設計ができ次第校舎と体育館の改築工事に入りまして、平成26年度に工事を完成させる。同年度内に、何とか再興させたいと考えております。

ただ、プールでございます。荒浜小学校のプールはちょっと校舎から離れていますので、できれば校舎の近くにもってきたいものだなというふうな考えも、今のところ検討しているところでございます。

それから荒浜中学校のプールでございますが、これは結構新しいものですから、水槽そのものは余り被害がなかったわけです。機械関係が主に、あるいは更衣室、トイレ、その辺がなりやられているんで、これも災害査定によって改修ができるものなのか、あるいは新しく改築する必要があるのか、その辺も検討させていただいているわけですが、これは校舎優先というふうな形で、26年度以降になるのかなというふうに、今のところ考えているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 百井議員。

7 番（百井いと子君） 被災した子どもたちの心のケアのためにも、より早い再興をお願いいたしたいと思います。

以上、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、百井いと子議員の質問を終結いたしました。

これで、一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時46分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 鈴 木 邦 昭

署 名 議 員 渡 邊 健 一